

第七条の二 厚生労働大臣は、前条第二項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた歯科医師又は同条第三項の規定により再免許を受けようとする者に対し、歯科医師としての倫理の保持又は歯科医師として具有すべき知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「再教育研修」という。）を受けるよう命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による再教育研修を修了した者について、その申請により、再教育研修を修了した旨を歯科医籍に登録する。

3 厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、再教育研修修了登録証を交付する。

4 第二項の登録を受けようとする者及び再教育研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 前条第十一項から第十八項まで（第十三項を除く。）の規定は、第一項の規定による命令をしようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七条の三 厚生労働大臣は、歯科医師について第七条第二項の規定による処分をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、当該事案に関係する者若しくは参考人から意見若しくは報告を徴し、診療録その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は当該職員をして当該事案に関係のある病院その他の場所に立ち入り、診療録その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3) 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八条 この章に規定するもののほか、免許の申請、歯科医籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に関して必要な事項は政令で、第七条の二第一項の再教育研修の実施、同条第二項の歯科医籍の登録並びに同条第三項の再教育研修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。

第二十八条の二 厚生労働大臣は、歯科医療を受ける者その他国民による歯科医師の資格の確認及び歯科医療に関する適切な選択に資するよう、歯科医師の氏名その他の政令で定める事項を公表するものとする。

第二十八条の三 第六条第三項、第七条第五項及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項（これらの規定を第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、第七条第六項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項並びに第七条第九項後段において準用する同法第二十二条第三項において準用する同法第十五条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第八条 この章に規定するものの外、免許の申請、歯科医籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に関しては、政令でこれを定める。

第二十八条の二 第六条第三項、第七条第五項、第九項前段、第十一項及び第十二項、同条第六項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項並びに第七条第九項後段において準用する同法第二十二条第三項において準用する同法第十五条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第三項、第十八条、第二十条、第二十一条又は第二十三条の規定に違反した者

二 第七条の二第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

三 第七条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十一条の三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

第三十一条の二 第六条第三項、第十八条、第二十条、第二十一条又は第二十三条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

○保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）

（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 業務（第二十九条―第四十二条の三）</p> <p>第四章の二 雑則（第四十二条の四・第四十二条の五）</p> <p>第五章 罰則（第四十三条―第四十五条の二）</p> <p>附則</p> <p>第七条 保健師になろうとする者は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。</p> <p>2 助産師になろうとする者は、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。</p> <p>3 看護師になろうとする者は、看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。</p> <p>第十二条 保健師免許は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格した者の申請により、保健師籍に登録することによつて行ふ。</p> <p>2 助産師免許は、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格した者の申請により、助産師籍に登録することによつて行ふ。</p> <p>3 看護師免許は、看護師国家試験に合格した者の申請により、看護師籍</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 業務（第二十九条―第四十二条の二）</p> <p>第四章の二 雑則（第四十二条の三・第四十二条の四）</p> <p>第五章 罰則（第四十三条―第四十五条）</p> <p>附則</p> <p>第七条 保健師、助産師又は看護師になろうとする者は、保健師国家試験、助産師国家試験又は看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。</p> <p>第十二条 免許は、保健師国家試験、助産師国家試験若しくは看護師国家試験又は准看護師試験に合格した者の申請により、保健師籍、助産師籍若しくは看護師籍又は准看護師籍に登録することによつて行ふ。</p>

に登録することによつて行つ。

4| 准看護師免許は、准看護師試験に合格した者の申請により、准看護師籍に登録することによつて行つ。

5| (略)

第十九条 保健師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 三 (略)

第二十条 助産師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 三 (略)

第四十二条の三 保健師でない者は、保健師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

2| 助産師でない者は、助産師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

3| 看護師でない者は、看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

4| 准看護師でない者は、准看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

第四十二条の四 (略)

2| (略)

第十九条 保健師国家試験は、看護師国家試験に合格した者又は第二十一条各号のいずれかに該当する者であつて、かつ、次の各号のいずれかに該当するものでなければ、これを受けることができない。

一 三 (略)

第二十条 助産師国家試験は、看護師国家試験に合格した者又は次条各号のいずれかに該当する者であつて、かつ、次の各号のいずれかに該当するものでなければ、これを受けることができない。

一 三 (略)

第四十二条の三 (略)

第四十二条の五 (略)

第四十五条の二 第四十二条の三の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

第五十一条 (略)

2 (略)

3 第一項の者は、第七条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の免許を受けることができる。

第五十二条 (略)

2 (略)

3 第一項の者は、第七条第二項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の免許を受けることができる。

4 (略)

第五十三条 旧看護婦規則により都道府県知事の看護婦免許を受けた者は、第三十一条及び第四十二条の三第三項の規定にかかわらず、看護師の名称を用いて、第五条に規定する業を行うことができる。

2 (略)

3 第一項の者は、第七条第三項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の免許を受けることができる。

4・5 (略)

第四十二条の四 (略)

附 則

第五十一条 (略)

2 (略)

3 第一項の者は、第七条の規定にかかわらず、厚生労働大臣の免許を受けることができる。

第五十二条 (略)

2 (略)

3 第一項の者は、第七条の規定にかかわらず、厚生労働大臣の免許を受けることができる。

4 (略)

第五十三条 旧看護婦規則により都道府県知事の看護婦免許を受けた者は、第三十一条の規定にかかわらず、看護師の名称を用いて、第五条に規定する業を行うことができる。

2 (略)

3 第一項の者は、第七条の規定にかかわらず、厚生労働大臣の免許を受けることができる。

4・5 (略)

○保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）

（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十条 厚生労働省に保健師籍、助産師籍及び看護師籍を備え、<u>登録年月日</u>、<u>第十四条第一項の規定による処分に関する事項</u>その他の保健師免許、助産師免許及び看護師免許に関する事項を登録する。</p>	<p>第十条 厚生労働省に保健師籍、助産師籍及び看護師籍を備え、保健師免許、助産師免許及び看護師免許に関する事項を登録する。</p>
<p>第十一条 都道府県に准看護師籍を備え、<u>登録年月日</u>、<u>第十四条第二項の規定による処分に関する事項</u>その他の准看護師免許に関する事項を登録する。</p>	<p>第十一条 都道府県に准看護師籍を備え、准看護師免許に関する事項を登録する。</p>
<p>第十四条 保健師、助産師若しくは看護師が第九条各号のいずれかに該当するに至つたとき、又は保健師、助産師若しくは看護師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、<u>次に掲げる処分</u>を<u>することができる</u>。</p>	<p>第十四条 保健師、助産師若しくは看護師が第九条各号のいずれかに該当するに至つたとき、又は保健師、助産師若しくは看護師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、<u>その免許を取り消し</u>、又は<u>期間を定めてその業務の停止を命ずること</u>ができる。</p>
<p>一 <u>戒告</u></p> <p>二 <u>三年以内の業務の停止</u></p> <p>三 <u>免許の取消し</u></p> <p>2 准看護師が第九条各号のいずれかに該当するに至つたとき、又は准看護師としての品位を損するような行為のあつたときは、都道府県知事は、<u>次に掲げる処分</u>を<u>することができる</u>。</p> <p>一 <u>戒告</u></p> <p>二 <u>三年以内の業務の停止</u></p> <p>三 <u>免許の取消し</u></p>	<p>2 准看護師が第九条各号のいずれかに該当するに至つたとき、又は准看護師としての品位を損するような行為のあつたときは、都道府県知事は、<u>その免許を取り消し</u>、又は<u>期間を定めてその業務の停止を命ずること</u>ができる。</p>

3 前二項の規定による取消処分を受けた者（第九条第一号若しくは第二号に該当し、又は保健師、助産師、看護師若しくは准看護師としての品位を損するような行為のあつた者として前二項の規定による取消処分を受けた者にあつては、その処分の日から起算して五年を経過しない者を除く。）であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第十二条の規定を準用する。

第十五条之二 厚生労働大臣は、第十四条第一項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた保健師、助産師若しくは看護師又は同条第三項の規定により保健師、助産師若しくは看護師に係る再免許を受けようとする者に対し、保健師、助産師若しくは看護師としての倫理の保持又は保健師、助産師若しくは看護師として必要な知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「保健師等再教育研修」という。）を受けよう命ずることができる。

2 都道府県知事は、第十四条第二項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた准看護師又は同条第三項の規定により准看護師に係る再免許を受けようとする者に対し、准看護師としての倫理の保持又は准看護師として必要な知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「准看護師再教育研修」という。）を受けよう命ずることができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による保健師等再教育研修を修了した者について、その申請により、保健師等再教育研修を修了した旨を保健師籍、助産師籍又は看護師籍に登録する。

3 前二項の規定による取消処分を受けた者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第十二条の規定を準用する。

4 都道府県知事は、第二項の規定による准看護師再教育研修を修了した者について、その申請により、准看護師再教育研修を修了した旨を准看護師籍に登録する。

5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前二項の登録をしたときは、再教育研修修了登録証を交付する。

6 第三項の登録を受けようとする者及び保健師、助産師又は看護師に係る再教育研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

7 前条第九項から第十五項まで（第十一項を除く。）及び第十八項の規定は、第一項の規定による命令をしようとする場合について準用する。
この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十六条 この章に規定するもののほか、免許の申請、保健師籍、助産師籍、看護師籍及び准看護師籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に関して必要な事項は政令で、前条第一項の保健師等再教育研修及び同条第二項の准看護師再教育研修の実施、同条第三項の保健師籍、助産師籍及び看護師籍の登録並びに同条第四項の准看護師籍の登録並びに同条第五項の再教育研修修了登録証の交付、書換交付及び再交付に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。

第四十二条の四 第十五条第三項及び第七項前段、同条第九項及び第十項（これらの規定を第十五条の二第七項において準用する場合を含む。）第十五条第四項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条

第十六条 この章に規定するもののほか、免許の申請、保健師籍、助産師籍、看護師籍及び准看護師籍の登録、訂正及び抹消、免許証の交付、書換え交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に関しては、政令でこれを定める。

第四十二条の四 第十五条第三項、第七項前段、第九項及び第十項、同条第四項において準用する行政手続法第十五条第二項及び第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第二項、第二十条第六項並びに第二

第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項並びに第十五条第七項後段において準用する同法第二十二條第三項において準用する同法第十五条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者
- 二 第三十三条又は第四十条から第四十二条までの規定に違反した者

十四条第三項並びに第十五条第七項後段において準用する同法第二十二條第三項において準用する同法第十五条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第四十五条 第三十三条又は第四十条から第四十二条までの規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

○薬事法（昭和二十五年法律第四百四十五号）

（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（薬局の管理）</p> <p>第七条 第四条第一項の許可を受けた者（以下「薬局開設者」という。）が薬剤師（薬剤師法（昭和二十五年法律第四百四十六号）第八条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下この項及び次項において同じ。）であるときは、自らその薬局を実地に管理しなければならない。ただし、その薬局において薬事に関する事務に従事する他の薬剤師のうちから薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させるときは、この限りでない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（薬局の管理）</p> <p>第七条 第四条第一項の許可を受けた者（以下「薬局開設者」という。）が薬剤師であるときは、自らその薬局を実地に管理しなければならない。ただし、その薬局において薬事に関する事務に従事する他の薬剤師のうちから薬局の管理者を指定してその薬局を実地に管理させるときは、この限りでない。</p> <p>2・3 （略）</p>
<p>（薬局開設者による薬局に関する情報の提供等）</p> <p>第八条の二 薬局開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該薬局の所在地の都道府県知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を当該薬局において閲覧に供しなければならない。</p> <p>2 薬局開設者は、前項の規定により報告した事項について変更が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該薬局の所在地の都道府県知事に報告するとともに、同項に規定する書面の記載を変更しなければならない。</p>	

3| 薬局開設者は、第一項の規定による書面の閲覧に代えて、厚生労働省
| 令で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組
| 織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生
| 労働省令で定めるものにより提供することができる。

4| 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による報告の内容を確認す
| るために必要があると認めるときは、市町村その他の官公署に対し、当
| 該都道府県の区域内に所在する薬局に関し必要な情報の提供を求めるこ
| とができる。

5| 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第
| 二項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

(薬局開設者の遵守事項)

第九条 (略)

2 薬局開設者は、第七条第一項ただし書又は第二項の規定によりその薬
| 局の管理者を指定したときは、第八条第二項の規定による薬局の管理者
| の意見を尊重しなければならない。

(準用)

第二十七条 一般販売業の業務の管理については、第七条、第八条及び第
| 九条の規定を準用する。この場合において、第七条第三項中「都道府県
| 知事」とあるのは、「都道府県知事（第二十六条第一項に規定する卸売
| 一般販売業以外の一般販売業にあつては、その店舗の所在地が同項に規
| 定する保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市
| 長又は区長）」と読み替えるものとする。

(薬局開設者の遵守事項)

第九条 (略)

2 薬局開設者は、第七条第一項ただし書又は第二項の規定によりその薬
| 局の管理者を指定したときは、前条第二項の規定による薬局の管理者の
| 意見を尊重しなければならない。

(準用)

第二十七条 一般販売業の業務の管理については、第七条から第九条まで
| の規定を準用する。この場合において、第七条第三項中「都道府県知事
| 」とあるのは、「都道府県知事（第二十六条第一項に規定する卸売一般
| 販売業以外の一般販売業にあつては、その店舗の所在地が同項に規定す
| る保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又
| は区長）」と読み替えるものとする。

(準用)

第四十条 第三十九条第一項の高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業については、~~第八条及び第九条~~から第十一条までの規定を準用する。この場合において、~~第九条第一項中「医薬品の試験検査の実施方法」とあるのは、「高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の品質確保の方法」と読み替えるものとする。~~

2、4 (略)

(立入検査等)

第六十九条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造販売業者、製造業者、第十四条の十一第一項の登録を受けた者、医療機器の修理業者又は第十八条第三項、第六十八条の九第六項若しくは第七十七条の五第四項の委託を受けた者（以下この項において「製造販売業者等」という。）が、第十二条の二、第十三条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第十四条第二項、第九項若しくは第十項、第十四条の三第二項、第十四条の九、第十四条の十三、第十五条第一項、第十七条（第四十条の三において準用する場合を含む。）、第十八条第一項若しくは第二項（第四十条の三において準用する場合を含む。）、第十九条（第四十条の三において準用する場合を含む。）、第二十二條、第二十三條（第四十条の三において準用する場合を含む。）、第四十条の二第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第四十六条第一項若しくは第四項、第五十八条、第六十八条の二、第六十八条の八第一項、第六十八条の九第一項若しくは第六項から第八項まで、第七十七条の三第一項、第二項若しくは第四項、第七十七条の四、第七十七条の四の二第一項、第七十七条の四の

(準用)

第四十条 第三十九条第一項の高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業については、第八条から第十一条までの規定を準用する。この場合において、~~第九条第一項中「医薬品の試験検査の実施方法」とあるのは、「高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の品質確保の方法」と読み替~~えるものとする。

2、4 (略)

(立入検査等)

第六十九条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造販売業者、製造業者、第十四条の十一第一項の登録を受けた者、医療機器の修理業者又は第十八条第三項、第六十八条の九第六項若しくは第七十七条の五第四項の委託を受けた者（以下この項において「製造販売業者等」という。）が、第十二条の二、第十三条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第十四条第二項、第九項若しくは第十項、第十四条の三第二項、第十四条の九、第十四条の十三、第十五条第一項、第十七条（第四十条の三において準用する場合を含む。）、第十八条第一項若しくは第二項（第四十条の三において準用する場合を含む。）、第十九条（第四十条の三において準用する場合を含む。）、第二十二條、第二十三條（第四十条の三において準用する場合を含む。）、第四十条の二第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第四十六条第一項若しくは第四項、第五十八条、第六十八条の二、第六十八条の八第一項、第六十八条の九第一項若しくは第六項から第八項まで、第七十七条の三第一項、第二項若しくは第四項、第七十七条の四、第七十七条の四の二第一項、第七十七条の四の

三、第七十七条の五第一項若しくは第四項から第六項まで若しくは第八十条第一項の規定又は第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、~~第七十二条の四、第七十三条若しくは第七十五条第一項に基づく命令を~~遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該製造販売業者等に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、工場、事務所その他当該製造販売業者等が医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

2 都道府県知事（卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業にあつては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七十条第一項、第七十二条第四項、~~第七十二条の二、第七十二条の四、第七十三条、第七十五条第一項、第七十六条及び第八十一条の二において同じ。~~）は、薬局開設者、医薬品の販売業者又は第三十九条第一項若しくは第三十九条の三第一項の医療機器の販売業者若しくは賃貸業者（以下この項において「販売業者等」という。）が、第五条（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第七条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第八条（第二十七条及び第四十条第一項において準用する場合を含む。）、~~第八条の二第一項若しくは第二項、第九条（第二十七条及び第四十条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）、第十条（第三十八条並びに第四十条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、~~第十一条（第三十八条及び第四十条第一項において準用する場合を含む。）、第二十六条第三項、第二十八条第三項、第二十九条、第三十条第二項第一号、第三十一条から第三十四条まで、第三十六条、第三十七条

三、第七十七条の五第一項若しくは第四項から第六項まで若しくは第八十条第一項の規定又は第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、~~第七十二条の三、第七十三条若しくは第七十五条第一項に基づく命令を~~遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該製造販売業者等に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、工場、事務所その他当該製造販売業者等が医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

2 都道府県知事（卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業にあつては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七十条第一項、第七十二条第四項、~~第七十二条の二から第七十三条まで、第七十五条第一項、第七十六条及び第八十一条の二において同じ。~~）は、薬局開設者、医薬品の販売業者又は第三十九条第一項若しくは第三十九条の三第一項の医療機器の販売業者若しくは賃貸業者（以下この項において「販売業者等」という。）が、第五条（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第七条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第八条（第二十七条及び第四十条第一項において準用する場合を含む。）、~~第九条（第二十七条及び第四十条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）、~~第十条（第三十八条並びに第四十条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第十一条（第三十八条及び第四十条第一項において準用する場合を含む。）、第二十六条第三項、第二十八条第三項、第二十九条、第三十条第二項第一号、第三十一条から第三十四条まで、第三十六条、第三十七条、第三十九条第三項、第三十九条の二、第三十

、第三十九条第三項、第三十九条の二、第三十九条の三第二項、第四十五条、第四十六条第一項若しくは第四項、第四十九条、第六十八条の九第二項、第五項若しくは第八項、第七十七条の三、第七十七条の四第二項、第七十七条の四の二第二項若しくは第七十七条の五第三項、第五項若しくは第六項の規定又は第七十二条第四項、第七十二条の二から第七十四条まで若しくは第七十五条第一項に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該販売業者等に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局、店舗、事務所その他当該販売業者等が医薬品又は医療機器を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

3～6 (略)

第七十二条の三 都道府県知事は、薬局開設者が第八条の二第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該薬局開設者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

第七十二条の四 前三条に規定するもののほか、厚生労働大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造販売業者若しくは製造業者又は医療機器の修理業者について、都道府県知事は、薬局開設者、医薬品の販売業者又は第三十九条第一項若しくは第三十九条の三第一項の医療機器の販売業者若しくは賃貸業者について、その者にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する行為があつた場合において、保健衛

九条の三第二項、第四十五条、第四十六条第一項若しくは第四項、第四十九条、第六十八条の九第二項、第五項若しくは第八項、第七十七条の三、第七十七条の四第二項、第七十七条の四の二第二項若しくは第七十七条の五第三項、第五項若しくは第六項の規定又は第七十二条第四項、第七十二条の二、第七十二条の三、第七十三条、第七十四条若しくは第七十五条第一項に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該販売業者等に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局、店舗、事務所その他当該販売業者等が医薬品又は医療機器を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

3～6 (略)

第七十二条の三 前三条に規定するもののほか、厚生労働大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造販売業者若しくは製造業者又は医療機器の修理業者について、都道府県知事は、薬局開設者、医薬品の販売業者又は第三十九条第一項若しくは第三十九条の三第一項の医療機器の販売業者若しくは賃貸業者について、その者にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する行為があつた場合にお

生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、その製造販売業者、製造業者、修理業者、薬局開設者、販売業者又は賃貸業者に対して、その業務の運営の改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 (略)

(動物用医薬品等)

第八十三条 医薬品、医薬部外品又は医療機器（治験の対象とされる薬物又は機械器具等を含む。）であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものに関しては、この法律（第八十一条の四、次項及び第八十三条の四第三項（第八十三条の五第二項において準用する場合を含む。）を除く。）中「厚生労働大臣」とあるのは「農林水産大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「農林水産省令」と、第二条第五項から第七項までの規定中「人」とあるのは「動物」と、第八条の二第一項中「医療を受ける者」とあるのは「獣医療を受ける動物の飼育者」と、第十四条第二項第三号ロ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「認められるとき」とあるのは「認められるとき、又は申請に係る医薬品が、その申請に係る使用方法に従い使用される場合に、当該医薬品が有する対象動物（牛、豚その他の食用に供される動物として農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）についての残留性（医薬品の使用に伴いその医薬品の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）が動物に残留する性質をいう。以下同じ。）の程度からみて、その使用に係る対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうものが生産されるおそれがあることにより、医薬品として使用価値がないと認められるとき」と、同条第七項中「医療上」

いて、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、その製造販売業者、製造業者、修理業者、薬局開設者、販売業者又は賃貸業者に対して、その業務の運営の改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 (略)

(動物用医薬品等)

第八十三条 医薬品、医薬部外品又は医療機器（治験の対象とされる薬物又は機械器具等を含む。）であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものに関しては、この法律（第八十一条の四、次項及び第八十三条の四第三項（第八十三条の五第二項において準用する場合を含む。）を除く。）中「厚生労働大臣」とあるのは「農林水産大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「農林水産省令」と、第二条第五項から第七項までの規定中「人」とあるのは「動物」と、第十四条第二項第三号ロ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「認められるとき」とあるのは「認められるとき、又は申請に係る医薬品が、その申請に係る使用方法に従い使用される場合に、当該医薬品が有する対象動物（牛、豚その他の食用に供される動物として農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）についての残留性（医薬品の使用に伴いその医薬品の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）が動物に残留する性質をいう。以下同じ。）の程度からみて、その使用に係る対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうものが生産されるおそれがあることにより、医薬品として使用価値がないと認められるとき」と、同条第七項中「医療上」とあるのは「獣医療上」と、第十四条の三第一項第一号中「国民の生命及び健康」とある

とあるのは「獣医療上」と、第十四条の三第一項第一号中「国民の生命及び健康」とあるのは「動物の生産又は健康の維持」と、第二十六条第一項中「都道府県知事（専ら薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に対してのみ、業として、医薬品を販売し又は授与する一般販売業（以下「卸売一般販売業」という。））以外の一般販売業にあつては、その店舗の所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは「都道府県知事」と、同条第二項中「卸売一般販売業」とあるのは「専ら薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に対してのみ、業として、医薬品を販売し又は授与する一般販売業」と、同条第三項中「卸売一般販売業」とあるのは「前項ただし書の規定に該当する一般販売業（以下「卸売一般販売業」という。））」と、第二十七条中「準用する。この場合において、第七条第三項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（第二十六条第一項に規定する卸売一般販売業以外の一般販売業にあつては、その店舗の所在地が同項に規定する保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」と読み替えるものとする。」とあるのは「準用する。」と、第三十五条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、市長又は区長。次条において同じ。））」とあるのは「都道府県知事」と、第三十八条中「準用する。この場合において、第十条中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（第二十六条第一項に規定する卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業にあつては、その店舗の

のは「動物の生産又は健康の維持」と、第二十六条第一項中「都道府県知事（専ら薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に対してのみ、業として、医薬品を販売し又は授与する一般販売業（以下「卸売一般販売業」という。））以外の一般販売業にあつては、その店舗の所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」とあるのは「都道府県知事」と、同条第二項中「卸売一般販売業」とあるのは「専ら薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に対してのみ、業として、医薬品を販売し又は授与する一般販売業」と、同条第三項中「卸売一般販売業」とあるのは「前項ただし書の規定に該当する一般販売業（以下「卸売一般販売業」という。））」と、第二十七条中「準用する。この場合において、第七条第三項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（第二十六条第一項に規定する卸売一般販売業以外の一般販売業にあつては、その店舗の所在地が同項に規定する保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」と読み替えるものとする。」とあるのは「準用する。」と、第三十五条中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、市長又は区長。次条において同じ。））」とあるのは「都道府県知事」と、第三十八条中「準用する。この場合において、第十条中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（第二十六条第一項に規定する卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業にあつては、その店舗の所在地が同項に規定する保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市

所在地が同項に規定する保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長」と読み替えるものとする。」とあるのは「準用する。」と、第四十九条の見出し中「処方せん医薬品」とあるのは「要指示医薬品」と、同条第一項及び第二項中「処方せんの交付」とあるのは「処方せんの交付又は指示」と、第五十条第九号中「医師等の処方せん」とあるのは「獣医師等の処方せん・指示」と、第六十九条第二項中「都道府県知事（卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業にあつては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七十条第一項、第七十二条第四項、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十三条、第七十五条第一項、第七十六条及び第八十一条の二において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、第六十九条第三項及び第七十条第二項中「、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」とあるのは「又は都道府県知事」と、第七十七条第一項中「、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」とあるのは「又は都道府県知事」と、「、都道府県、保健所を設置する市又は特別区」とあるのは「又は都道府県」と、第八十一条の三中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。

2 (略)

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〜十四 (略)

十五 第七十二条の四第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

十六〜十八 (略)

長又は区長）」と読み替えるものとする。」とあるのは「準用する。」と、第四十九条の見出し中「処方せん医薬品」とあるのは「要指示医薬品」と、同条第一項及び第二項中「処方せんの交付」とあるのは「処方せんの交付又は指示」と、第五十条第九号中「医師等の処方せん」とあるのは「獣医師等の処方せん・指示」と、第六十九条第二項中「都道府県知事（卸売一般販売業以外の一般販売業又は特例販売業にあつては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七十条第一項、第七十二条第四項、第七十二条の二から第七十三条まで、第七十五条第一項、第七十六条及び第八十一条の二において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、第六十九条第三項及び第七十条第二項中「、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」とあるのは「又は都道府県知事」と、第七十七条第一項中「、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」とあるのは「又は都道府県知事」と、「、都道府県、保健所を設置する市又は特別区」とあるのは「又は都道府県」と、第八十一条の三中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。

2 (略)

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〜十四 (略)

十五 第七十二条の三第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

十六〜十八 (略)

2 (略)

2 (略)

○ 薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）

（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 業務（第十九条―第二十八条の三）</p> <p>第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（薬剤師名簿）</p> <p>第六条 厚生労働省に薬剤師名簿を備え、<u>登録年月日、第八条第一項又は第二項の規定による処分に関する事項その他の免許に関する事項を登録する。</u></p> <p>（免許の取消し等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 薬剤師が、<u>第五条各号のいずれかに該当し、又は薬剤師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。</u></p> <p>一 戒告</p> <p>二 <u>三年以内の業務の停止</u></p> <p>三 <u>免許の取消し</u></p> <p>3（略）</p> <p>4 第一項又は第二項の規定により免許を取り消された者（<u>第五条第三号</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 業務（第十九条―<u>第二十八条の二</u>）</p> <p>第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（薬剤師名簿）</p> <p>第六条 厚生労働省に薬剤師名簿を備え、<u>免許に関する事項を登録する。</u></p> <p>（免許の取消し等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 薬剤師が、<u>第五条各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。</u></p> <p>3（略）</p> <p>4 第一項又は第二項の規定により免許を取り消された者であつても、そ</p>

若しくは第四号に該当し、又は薬剤師としての品位を損するような行為のあつた者として第二項の規定により免許を取り消された者にあつては、その取消しの日から起算して五年を経過しない者を除く。)であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適當であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第七条の規定を準用する。

5| 厚生労働大臣は、第一項、第二項及び前項に規定する処分をするに当たつては、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

6| 厚生労働大臣は、第一項又は第二項の規定による免許の取消処分をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する意見の聴取を行うことを求め、当該意見の聴取をもつて、厚生労働大臣による聴聞に代えることができる。

7| 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章第二節(第二十五条、第二十六条及び第二十八条を除く。)の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項(同法第二十一条第三項において準用する場合を含む。)中「行政庁は」とあるのは「都道府県知事は」と、「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県の」と、同法第十六条第四項並びに第十八条第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九条第一項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二十条第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府

の者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適當であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第七条の規定を準用する。

県」と、同条第六項、同法第二十四条第三項及び第二十七条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

8) 厚生労働大臣は、都道府県知事から当該処分の原因となる事実を証する書類その他意見の聴取を行う上で必要となる書類を求められた場合には、速やかにそれらを当該都道府県知事あて送付しなければならない。

9) 都道府県知事は、第六項の規定により意見の聴取を行う場合において、第七項において読み替えて適用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該処分の決定についての意見を記載した意見書を作成し、当該調書及び報告書の写しを添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

10) 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二条第二項本文及び第三項の規定は、この場合について適用する。

11) 厚生労働大臣は、当該処分の決定をするときは、第九項の規定により提出された意見書並びに調書及び報告書の写しの内容を十分参酌してこれをしなければならない。

12) 厚生労働大臣は、第二項の規定による業務の停止の命令をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行うことを求め、当該弁明の聴取をもつて、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えることができる。

13) 前項の規定により弁明の聴取を行う場合において、都道府県知事は、弁明の聴取を行うべき日時までに相当な期間において、当該処分に係る

者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 第二項の規定を根拠として当該処分をしようとする旨及びその内容
- 二 当該処分の原因となる事実
- 三 弁明の聴取の日時及び場所

14 厚生労働大臣は、第十二項に規定する場合のほか、厚生労働大臣による弁明の機会の付与に代えて、医道審議会の委員に、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行わせることができる。この場合においては、前項中「前項」とあるのは「次項」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えて、同項の規定を適用する。

15 第十三項（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

16 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十二項又は第十四項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、当該処分の決定についての意見を記載した報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

17 厚生労働大臣は、第六項又は第十二項の規定により都道府県知事が意見の聴取又は弁明の聴取を行う場合においては、都道府県知事に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 当該処分に係る者の氏名及び住所
- 二 当該処分の内容及び根拠となる条項
- 三 当該処分の原因となる事実

18 第六項の規定により意見の聴取を行う場合における第七項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十二項の規定により弁明の聴取を行う場合における第十三項の通知は、それぞれ、前

項の規定により通知された内容に基づいたものでなければならない。

- 19 第六項若しくは第十二項の規定により都道府県知事が意見の聴取若しくは弁明の聴取を行う場合又は第十四項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取を行う場合における当該処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（再教育研修）

第八条の二 厚生労働大臣は、前条第二項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた薬剤師又は同条第四項の規定により再免許を受けようとする者に対し、薬剤師としての倫理の保持又は薬剤師として必要な知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「再教育研修」という。）を受けよう命ずることができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による再教育研修を修了した者について、その申請により、再教育研修を修了した旨を薬剤師名簿に登録する。

- 3 厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、再教育研修修了登録証を交付する。

- 4 第二項の登録を受けようとする者及び再教育研修修了登録証の書換交付又は再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納めなければならない。

- 5 前条第十二項から第十九項まで（第十四項を除く。）の規定は、第一項の規定による命令をしようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的諸替は、政令で定める。

（調査のための権限）

第八条の三 厚生労働大臣は、薬剤師について第八条第二項の規定による

処分をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、当該事案に
関係する者若しくは参考人から意見若しくは報告を徴し、調剤録その他
の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は当該職員をして当
該事案に係るある薬局その他の場所に立ち入り、調剤録その他の物件
を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証
明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められた
ものと解してはならない。

(政令等への委任)

第十条 この章に規定するもののほか、免許の申請、薬剤師名簿の登録、
訂正及び消除並びに免許証の交付、書換え交付、再交付及び返納に関し必
要な事項は政令で、第八条の二第一項の再教育研修の実施、同条第二項
の薬剤師名簿の登録並びに同条第三項の再教育研修修了登録証の交付、
書換え交付及び再交付に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。

(試験の実施)

第十二条 (略)

2 厚生労働大臣は、試験の科目又は実施若しくは合格者の決定の方法を
定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければ
ならない。

(調剤の場所)

(政令への委任)

第十条 この章に規定するもののほか、免許の申請、薬剤師名簿の登録、
訂正及び消除並びに免許証の交付、書換え交付、再交付及び返納に関し
必要な事項は、政令で定める。

(試験の実施)

第十二条 (略)

(調剤の場所)

第二十二條 薬剤師は、医療を受ける者の居宅等（居宅その他の厚生労働省令で定める場所をいう。）において医師又は歯科医師が交付した処方せんにより、当該居宅等において調剤の業務のうち厚生労働省令で定めるものを行う場合を除き、薬局以外の場所で、販売又は授与の目的で調剤してはならない。ただし、病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下この条において同じ。）の調剤所において、その病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設で診療に従事する医師若しくは歯科医師又は獣医師の処方せんによつて調剤する場合及び災害その他特殊の事由により薬剤師が薬局において調剤することができない場合その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある場合は、この限りでない。

（薬剤師の氏名等の公表）

第二十八條の二 厚生労働大臣は、医療を受ける者その他国民による薬剤師の資格の確認及び医療に関する適切な選択に資するよう、薬剤師の氏名その他の政令で定める事項を公表するものとする。

（事務の区分）

第二十八條の三 第八条第六項及び第十項前段、同条第十二項及び第十三項（これらの規定を第八条の二第五項において準用する場合を含む。）第八條第七項において準用する行政手続法第十五條第一項及び第三項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。）、第十六條第四項、第十八條第一項及び第三項、第十九條第一項、第二十條第六項並びに第二十四條第三項、第八条第十項後段において準用する同法第二十

第二十二條 薬剤師は、薬局以外の場所で、販売又は授与の目的で調剤してはならない。ただし、病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下この条において同じ。）の調剤所において、その病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設で診療に従事する医師若しくは歯科医師又は獣医師の処方せんによつて調剤する場合及び厚生労働省令で別段の定めをした場合は、この限りでない。

（事務の区分）

第二十八條の二 第九条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

二条第三項において適用する同法第十五条第三項並びに第九条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条の二第一項の規定による命令に違反して再教育研修を受けなかつた者

二 第八条の三第一項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三〜六 （略）

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条第二号又は第六号（第二十七条又は第二十八条第一項若しくは第三項に係る部分に限る。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の罰金刑を科する。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一〜四 （略）

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十七条又は第二十八条第一項若しくは第三項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の罰金刑を科する。

○外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）

（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国した外国医師若しくは外国歯科医師又は外国看護師等が医業若しくは歯科医業又は保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第五条に規定する業等を行うことができるように、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十七条及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十七条並びに保健師助産師看護師法第三十一条第一項等の特例等を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 外国看護師等 外国において助産師、看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士又は救急救命士に相当する資格を有する者をいう。</p>	<p>外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国した外国医師又は外国歯科医師が医業又は歯科医業を行うことができるように、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十七条及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十七条の特例等を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p>

四 臨床修練 医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国した外国医師若しくは外国歯科医師又は外国看護師等（外国において救急救命士に相当する資格を有する者（以下「外国救急救命士」という。）を除く。以下この号において同じ。）が厚生労働大臣の指定する病院（以下この号において「指定病院」という。）において臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者（当該外国看護師等が外国において有する資格に相当する次のイからカまでに掲げる資格を有する者に限る。）の実地の指導監督の下にその外国において有する次のイからカまでに掲げる資格に相当する資格の区分に応じ、それぞれイからカまでに定める業を行うこと並びに医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国した外国救急救命士が指定病院に救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第二条第一項に規定する重度傷病者（以下この号において「重度傷病者」という。）を搬送する同法第四十四条第二項に規定する救急用自動車等（以下この号において「救急用自動車等」という。）において、又は当該指定病院への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間に於いて同法第二条第一項に規定する救急救命処置を行うことが必要と認められる場合に臨床修練指導者（医師又は救急救命士に限る。）の実地の指導監督の下に次のヨに定める業を行うことをいう。

- イ 医師 医業（政令で定めるものを除く。）
- ロ 歯科医師 歯科医業（政令で定めるものを除く。）
- ハ 助産師 保健師助産師看護師法第三条及び第五条に規定する業
- ニ 看護師 保健師助産師看護師法第五条に規定する業
- ホ 歯科衛生士 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第二条第一項及び第二項に規定する業

三 臨床修練 医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国した外国医師又は外国歯科医師が厚生労働大臣の指定する病院において臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医の実地の指導監督の下に医業又は歯科医業（政令で定めるものを除く。以下同じ。）を行うことをいう。

- ㄨ 診療放射線技師 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百十六号）第二条第二項及び第二十四条の二に規定する業
- ト 歯科技工士 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第二条第二項に規定する業
- チ 臨床検査技師 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の二第一項に規定する業
- リ 理学療法士 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十五条第一項に規定する業（理学療法に限る。）
- ヌ 作業療法士 理学療法士及び作業療法士法第十五条第一項に規定する業（作業療法に限る。）
- ル 視能訓練士 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十七条第二項に規定する業
- ヲ 臨床工学技士 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第三十七条第一項に規定する業
- ヾ 義肢装具士 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第三十七条第一項に規定する業
- カ 言語聴覚士 言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第四十一条第一項に規定する業
- コ 救急救命士 救急救命士法第四十三条第一項に規定する業
- 五・六 （略）
- 七 臨床修練外国看護師等 次条第一項の許可を受けた外国看護師等をいう。
- 八 臨床修練指導医 外国医師が行う臨床修練を实地に指導監督する第八条の認定を受けた医師（外国救急救命士が行う臨床修練を实地に指導監督する場合を除く。）をいう。

四・五 （略）

六 臨床修練指導医 第八条の認定を受けた医師をいう。

九 臨床修練指導歯科医 外国歯科医師が行う臨床修練を実地に指導監督する第八条の認定を受けた歯科医師をいう。

十 臨床修練指導者 第八条の認定を受けた医師（外国救急救命士が行う臨床修練を実地に指導監督する場合に限る。）及び第四号へからヨまでに掲げる資格を有する者をいう。

（臨床修練の許可）

第三条 外国医師若しくは外国歯科医師又は外国看護師等は、その外国において有する次の各号に掲げる資格に相当する資格の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める法律の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の許可を受けて、臨床修練を行うことができる。

一 医師 医師法第十七条

二 歯科医師 歯科医師法第十七条

三 助産師 保健師助産師看護師法第三十条及び第三十一条第一項

四 看護師 保健師助産師看護師法第三十一条第一項

五 歯科衛生士 保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条並びに歯科衛生士法第十三条

六 診療放射線技師 保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条並びに診療放射線技師法第二十四条

七 歯科技工士 歯科技工士法第十七条第一項

八 臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士又は救急救命士 保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条

2 厚生労働大臣は、前項の許可（以下「許可」という。）を受けようとする

七 臨床修練指導歯科医 第八条の認定を受けた歯科医師をいう。

（臨床修練の許可）

第三条 外国医師又は外国歯科医師は、医師法第十七条又は歯科医師法第十七条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の許可を受けて、臨床修練を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の許可（以下「許可」という。）を受けようとする

する者が次の各号に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可を与えてはならない。

一 (略)

二 許可の申請に係る前条第四号イからヨまでに掲げる資格の区分に応じそれぞれ医業若しくは歯科医業を行うのに必要な医学若しくは歯科医学に関する知識及び技能又は同号ハからヨまでに定める業に関する必要な知識及び技能を有すること。

三 許可の申請に係る前条第四号イからヨまでに掲げる資格の区分に応じそれぞれ外国において医師若しくは歯科医師に相当する資格を取得した後三年以上診療した経験又は外国において同号ハからヨまでに掲げる資格に相当する資格を取得した後三年以上当該資格に係る業務に従事した経験を有すること。

四・五 (略)

3 厚生労働大臣は、許可を受けようとする者が前項各号に掲げる基準に適合していると認める場合であつても、次の各号のいずれか(外国看護師等にあつては、第二号)に該当する者には、許可を与えてはならない。

一 (略)

二 外国の法令による処分であつて、医師法第七条第二項、歯科医師法第七条第二項、保健師助産師看護師法第十四条第一項、歯科衛生士法第八条第一項、診療放射線技師法第九条第一項若しくは歯科技工士法第八条第一項の規定による業務の停止の命令又は臨床検査技師等に関する法律第八条第一項、理学療法士及び作業療法士法第七条第一項、視能訓練士法第八条第一項、臨床工学技士法第八条第一項、義肢装具士法第八条第一項、言語聴覚士法第九条第一項若しくは救急救命士法

する者が次の各号に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可を与えてはならない。

一 (略)

二 医業又は歯科医業を行うのに必要な医学又は歯科医学に関する知識及び技能を有すること。

三 外国において医師又は歯科医師に相当する資格を取得した後三年以上診療した経験を有すること。

四・五 (略)

3 厚生労働大臣は、許可を受けようとする者が前項各号に掲げる基準に適合していると認める場合であつても、次の各号のいずれかに該当する者には、許可を与えてはならない。

一 (略)

二 医師法第七条第二項に規定する医業の停止の命令又は歯科医師法第七条第二項に規定する歯科医業の停止の命令に相当する外国の法令による処分を受け、当該外国において医業又は歯科医業を行うことができない者

第九条第一項の規定による名称の使用の停止の命令に相当するものを
受け、当該外国においてその者が有する資格に係る業務を行うことが
できない者

三 (略)

4 厚生労働大臣は、許可を受けようとする者が第二項各号に掲げる基準
に適合していると認める場合であつても、次の各号のいずれかに該当す
る者には、許可を与えないことができる。

一 医師法第四条各号、歯科医師法第四条各号、保健師助産師看護師法
第九条各号、歯科衛生士法第四条各号、診療放射線技師法第四条各号
、歯科技工士法第四条各号、臨床検査技師等に関する法律第四条各号
、理学療法士及び作業療法士法第四条各号、視能訓練士法第四条各号
、臨床工学技士法第四条各号、義肢装具士法第四条各号、言語聴覚士
法第四条各号又は救急救命士法第四条各号に掲げる者

二 罰金以上の刑に相当する外国の法令による刑に処せられた者（許可
の申請に係る資格の区分が前条第四号へからずまでに掲げるものであ
る場合を除く。）

5 許可の有効期間は、許可の日から起算して二年（外国看護師等にあつ
ては、一年）を超えない範囲内において厚生労働大臣が定める期間とす
る。

6～8 (略)

(許可証の交付等)

第四条 厚生労働大臣は、外国医師若しくは外国歯科医師又は外国看護師
等に対し許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、臨床
修練許可証を交付するものとする。

三 (略)

4 厚生労働大臣は、許可を受けようとする者が第二項各号に掲げる基準
に適合していると認める場合であつても、次の各号のいずれかに該当す
る者には、許可を与えないことができる。

一 医師法第四条各号又は歯科医師法第四条各号に掲げる者

二 罰金以上の刑に相当する外国の法令による刑に処せられた者

5 許可の有効期間は、許可の日から起算して二年を超えない範囲内にお
いて厚生労働大臣が定める期間とする。

6～8 (略)

(許可証の交付等)

第四条 厚生労働大臣は、外国医師又は外国歯科医師に対し許可をしたと
きは、厚生労働省令で定めるところにより、臨床修練許可証を交付する
ものとする。

2 臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等は、臨床修練を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、臨床修練許可証を着用しなければならない。

(許可の失効)

第五条 許可は、その有効期間が満了したとき及び次条の規定により取り消されたときのほか、許可を受けた者が外国において当該許可に係る第二条第四号イからヨまでに掲げる資格に相当する資格を有する者でなくなつたときは、その効力を失う。

(許可の取消し)

第六条 厚生労働大臣は、許可を受けた者が第三条第三項各号(外国看護師等にあつては、同項第二号)に掲げる者に該当するに至つたときは、その許可を取り消すものとする。

2 (略)

(臨床修練指導医及び臨床修練指導歯科医並びに臨床修練指導者の認定)

第八条 厚生労働大臣は、その申請に基づき、第二条第四号イからヨまでに掲げる資格を有する者(同号イ又はロに掲げる資格を有する者であつて、医師法第七条の二第一項又は歯科医師法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けたものにあつては、それぞれ医師法第七条の二第二項又は歯科医師法第七条の二第二項の規定による登録を受けた者に限る。)であつて次の各号に掲げる基準に適合すると認める者を臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者として

2 臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師は、臨床修練を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、臨床修練許可証を着用しなければならない。

(許可の失効)

第五条 許可は、その有効期間が満了したとき及び次条の規定により取り消されたときのほか、許可を受けた者が外国医師又は外国歯科医師でなくなつたときは、その効力を失う。

(許可の取消し)

第六条 厚生労働大臣は、許可を受けた者が第三条第三項各号に掲げる者に該当するに至つたときは、その許可を取り消すものとする。

2 (略)

(臨床修練指導医及び臨床修練指導歯科医の認定)

第八条 厚生労働大臣は、その申請に基づき、医師又は歯科医師であつて次の各号に掲げる基準に適合すると認める者を臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医として認定する。

認定する。

一 医学若しくは歯科医学に関する専門的な知識及び技能又は第二条第四号ハからヨまでに定める業に関する専門的な知識及び技能を有すること。

二・三 (略)

(職務及び責務)

第九条 臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者は、臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等が行う臨床修練を実地に指導監督するものとし、その指導監督に当たっては、臨床修練が適切に行われるように努めなければならない。

2 臨床修練指導者(医師を除く。)は、診療の補助、歯科衛生士法第二条第一項に規定する業、診療放射線技師法第二条第二項に規定する業又は歯科技工士法第二条第二項に規定する業に係る臨床修練に関して医師又は歯科医師の指示を受けたときは、これに従って指導監督しなければならない。

(認定の取消し)

第十条 厚生労働大臣は、臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その認定を取り消すものとする。

一 当該認定に係る第二条第四号イからヨまでに掲げる資格を有する者がなくなつたとき。

二 医師法第七条第二項第一号若しくは第二号若しくは歯科医師法第七

一 医学又は歯科医学に関する専門的な知識及び技能を有すること。

二・三 (略)

(職務及び責務)

第九条 臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医は、臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師が行う臨床修練を実地に指導監督するものとし、その指導監督に当たっては、臨床修練が適切に行われるように努めなければならない。

(認定の取消し)

第十条 厚生労働大臣は、臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その認定を取り消すものとする。

一 医師又は歯科医師でなくなつたとき。

二 医師法第七条第二項の規定による医業の停止又は歯科医師法第七条

条第二項第一号若しくは第二号に掲げる戒告若しくは業務の停止、保健師助産師看護師法第十四条第一項、歯科衛生士法第八条第一項、診療放射線技師法第九条第一項若しくは歯科技工士法第八条第一項の規定による業務の停止又は臨床検査技師等に関する法律第八条第一項、理学療法士及び作業療法士法第七条第一項、視能訓練士法第八条第一項、臨床工学技士法第八条第一項、義肢装具士法第八条第一項、言語聴覚士法第九条第一項若しくは救急救命士法第九条第一項の規定による名称の使用の停止を命ぜられたとき。

2 厚生労働大臣は、臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者がこの法律に違反したとき又は第八条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(診療録の記載等)

第十一条 医師法第二十四条又は歯科医師法第二十三条の規定は、臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師について準用する。この場合において、医師法第二十四条第二項中「病院又は診療所に勤務する医師」とあるのは「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第三条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた病院において臨床修練を行う同法第二条第五号に規定する臨床修練外国医師」と、「その病院又は診療所」とあるのは「その病院」と、歯科医師法第二十三条第二項中「病院又は診療所に勤務する歯科医師」とあるのは「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第三条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた病院において臨床修練を行う同法第二条第六号に規定する臨床修練外国歯科医師」と、「その病院又は診療所」とあるのは「その病院」と読み替えるも

第二項の規定による歯科医業の停止を命ぜられたとき。

2 厚生労働大臣は、臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医がこの法律に違反したとき又は第八条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(診療録の記載等)

第十一条 医師法第二十四条又は歯科医師法第二十三条の規定は、臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師について準用する。

2 (略)
のとする。

(助産録の記載等)

第十二条 保健師助産師看護師法第四十二条の規定は、許可を受けた外国において助産師に相当する資格を有する者（以下「臨床修練外国助産師」という。）について準用する。この場合において、同条第二項中「病院、診療所又は助産所に勤務する助産師」とあるのは「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第三条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた病院において臨床修練を行う同法第十二条第一項に規定する臨床修練外国助産師」と、「その病院、診療所又は助産所」とあるのは「その病院」と読み替えるものとする。

2 臨床修練指導者は、臨床修練外国助産師が行う臨床修練を实地に指導監督したときは、臨床修練外国助産師が前項において準用する保健師助産師看護師法第四十二条第一項の規定により記載した助産録にその旨を記載し、署名しなければならない。

(照射録の記載等)

第十三条 診療放射線技師法第二十八条の規定は、許可を受けた外国において診療放射線技師に相当する資格を有する者（以下「臨床修練外国診療放射線技師」という。）について準用する。

2 臨床修練指導者は、臨床修練外国診療放射線技師が行う臨床修練を实地に指導監督したときは、臨床修練外国診療放射線技師が前項において準用する診療放射線技師法第二十八条第一項の規定により記載した照射録にその旨を記載し、署名しなければならない。

2 (略)

(救急救命処置録の記載等)

第十四条 救急救命士法第四十六条の規定は、許可を受けた外国救急救命士(以下「臨床修練外国救急救命士」という。)について準用する。この場合において、同条第二項中「厚生労働省令で定める機関に勤務する救急救命士」とあるのは「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第四号に規定する指定病院(以下この項において「指定病院」という。)に第二条第一項に規定する重度傷病者を搬送すべき同法第十四条第一項に規定する臨床修練外国救急救命士」と、「その機関」とあるのは「その指定病院」と読み替えるものとする。

2 臨床修練指導者は、臨床修練外国救急救命士が行う臨床修練を実地に指導監督したときは、臨床修練外国救急救命士が前項において準用する救急救命士法第四十六条第一項の規定により記載した救急救命処置録にその旨を記載し、署名しなければならない。

(歯科技工指示書による歯科技工等)

第十五条 歯科技工士法第十八条及び第十九条の規定は、許可を受けた外国において歯科技工士に相当する資格を有する者について準用する。この場合において、同法第十八条中「病院又は診療所」とあるのは、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第四号に規定する指定病院」と読み替えるものとする。

(業務上の制限等)

第十六条 保健師助産師看護師法第三十七条(臨時応急の手当に係る部分

- を除く。)及び第三十八条本文の規定は臨床修練外国助産師について、同法第三十七条(臨時応急の手当に係る部分を除く。)の規定は許可を受けた外国において看護師に相当する資格を有する者(以下「臨床修練外国看護師」という。)について準用する。
- 2| 歯科衛生士法第十三条の二本文の規定は、許可を受けた外国において歯科衛生士に相当する資格を有する者について準用する。
- 3| 診療放射線技師法第二十六条第一項及び第二項本文並びに第二十七条の規定は、臨床修練外国診療放射線技師について準用する。この場合において、同項本文中「病院又は診療所」とあるのは、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第四号に規定する指定病院」と読み替えるものとする。
- 4| 歯科技工士法第二十条の規定は、許可を受けた外国において歯科技工士に相当する資格を有する者について準用する。
- 5| 理学療法士及び作業療法士法第十五条第二項の規定は、許可を受けた外国において理学療法士に相当する資格を有する者について準用する。この場合において、同項中「病院若しくは診療所」とあるのは、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第四号に規定する指定病院」と読み替えるものとする。
- 6| 視能訓練士法第十八条及び第十八条の二の規定は、許可を受けた外国において視能訓練士に相当する資格を有する者について準用する。
- 7| 臨床工学技士法第三十八条及び第三十九条の規定は、許可を受けた外国において臨床工学技士に相当する資格を有する者について準用する。
- 8| 義肢装具士法第三十八条及び第三十九条の規定は、許可を受けた外国において義肢装具士に相当する資格を有する者について準用する。
- 9| 言語聴覚士法第四十三条の規定は、許可を受けた外国において言語聴

覚士に相当する資格を有する者について準用する。

10 救急救命士法第四十四条及び第四十五条の規定は、臨床修練外国救急救命士について準用する。この場合において、同法第四十四条第二項中「救急用自動車その他の」とあるのは「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第二条第四号に規定する指定病院（以下この項において「指定病院」という。）に重度傷病者を搬送する救急用自動車その他の」と、「この項及び第五十三条第二号」とあるのは「この項」と、「病院又は診療所」とあるのは「指定病院」と読み替えるものとする。

（秘密を守る義務）

第十七条 臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師又は臨床修練外国看護師等でなくなった後においても、同様とする。

（保健師助産師看護師法の特例）

第十八条 臨床修練外国医師が臨床修練を行う場合における保健師助産師看護師法第三十条の規定の適用については、同条中「医師法（昭和二十三年法律第二百一号）」とあるのは、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」とする。

2 臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師が臨床修練を行う場合における保健師助産師看護師法第三十一条第一項の規定の適用については

（秘密を守る義務）

第十二条 臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師でなくなった後においても、同様とする。

（保健師助産師看護師法の特例）

第十三条 臨床修練外国医師が臨床修練を行う場合における保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十条の規定の適用については、同条中「医師法（昭和二十三年法律第二百一号）」とあるのは、「外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律」とする。

2 臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師が臨床修練を行う場合における保健師助産師看護師法第三十一条第一項の規定の適用については

、同項中「医師法又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）」とあるのは、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」とする。

（歯科衛生士法の特例）

第十九条 臨床修練外国歯科医師が臨床修練を行う場合における歯科衛生士法第十三条の規定の適用については、同条中「歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）」とあるのは、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」とする。

（診療放射線技師法の特例）

第二十条 臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師は、臨床修練を行う場合には、診療放射線技師法第二十四条の規定にかかわらず、同法第二条第二項に規定する業務を行うことができる。

（歯科技工士法の特例）

第二十一条 臨床修練外国歯科医師が臨床修練において患者のために自ら行う歯科技工士法第二条第一項本文に規定する行為は、同項ただし書に規定する行為とみなす。

（罰則）

第二十二条 （略）

、同項中「医師法又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）」とあるのは、「外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律」とする。

（診療放射線技師法の特例）

第十四条 臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師は、臨床修練を行う場合には、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十四条の規定にかかわらず、同法第二条第二項に規定する業務を行うことができる。

（歯科技工士法の特例）

第十五条 臨床修練外国歯科医師が臨床修練において患者のために自ら行う歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第二条第一項本文に規定する行為は、同項ただし書に規定する行為とみなす。

第十六条 削除

第十七条 （略）

(削る)

(罰則)

~~第二十三条 第十六条第一項において準用する保健師助産師看護師法第三十七条（臨時応急の手当に係る部分を除く。）又は第三十八条本文の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。~~

~~第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。~~

~~一 第十六条第二項において準用する歯科衛生士法第十三条の二本文の規定に違反した者~~

~~二 第十六条第三項において準用する診療放射線技師法第二十六条第一項又は第二項本文の規定に違反した者~~

~~三 第十六条第六項において準用する視能訓練士法第十八条の規定に違反した者~~

~~四 第十六条第七項において準用する臨床工学技士法第三十八条の規定に違反した者~~

~~五 第十六条第八項において準用する義肢装具士法第三十八条の規定に違反した者~~

~~六 第十六条第十項において準用する救急救命士法第四十四条の規定に違反した者~~

~~第二十五条 第十七条の規定に違反して人の秘密を漏らした臨床修練外国医師若しくは臨床修練外国歯科医師若しくは臨床修練外国助産師若しくは~~

~~第十八条 削除~~

(罰則)

~~第十九条 第十二条の規定に違反して人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。~~

は臨床修練外国看護師又はこれらであつた者は、六月以下の懲役又は十
万円以下の罰金に処する。

2| 第十七条の規定に違反して人の秘密を漏らした臨床修練外国看護師等
(臨床修練外国助産師又は臨床修練外国看護師を除く。)又はこれらで
あつた者は、五十万円以下の罰金に処する。

3| 前二項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

(削る)

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に
処する。

- 一 第十一条第一項において準用する医師法第二十四条又は歯科医師法
第二十三条の規定に違反した者
- 二 第十二条第一項において準用する保健師助産師看護師法第四十二条
の規定に違反した者

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に
処する。

- 一 第十四条第一項において準用する救急救命士法第四十六条の規定に
違反した者
- 二 第十五条において準用する歯科技工士法第十八条又は第十九条の規
定に違反した者

第二十八条 第十三条第一項において準用する診療放射線技師法第二十八

2| 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第二十条 第十一条第一項において準用する医師法第二十四条又は歯科医
師法第二十三条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

条第一項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第二十九条 第十一条第二項、第十二条第二項、第十三条第二項又は第十四条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第二十一条 第十一条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

○外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）

（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（臨床修練指導医及び臨床修練指導歯科医並びに臨床修練指導者の認定）</p> <p>第八条 厚生労働大臣は、その申請に基づき、<u>第二条第四号イからヨまでに掲げる資格を有する者（同号イからニまでに掲げる資格を有する者であつて、医師法第七条の二第二項、<u>歯科医師法第七条の二第一項又は保健師助産師看護師法第十五条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けたものにあつては、それぞれ医師法第七条の二第二項、<u>歯科医師法第七条の二第二項又は保健師助産師看護師法第十五条の二第三項の規定による登録を受けた者に限る。）</u></u>であつて次の各号に掲げる基準に適合すると認める者を臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者として認定する。</u></p> <p>一 三（略）</p> <p>（認定の取消し）</p> <p>第十条 厚生労働大臣は、臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その認定を取り消すものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 <u>医師法第七条第二項第一号若しくは第二号、<u>歯科医師法第七条第二項第一号若しくは第二号若しくは保健師助産師看護師法第十四条第一項第一号若しくは第一号に掲げる戒告若しくは業務の停止、<u>歯科衛生</u></u></u></p>	<p>（臨床修練指導医及び臨床修練指導歯科医並びに臨床修練指導者の認定）</p> <p>第八条 厚生労働大臣は、その申請に基づき、<u>第二条第四号イからヨまでに掲げる資格を有する者（同号イ又はロに掲げる資格を有する者であつて、医師法第七条の二第二項又は<u>歯科医師法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けたものにあつては、それぞれ医師法第七条の二第二項又は<u>歯科医師法第七条の二第二項の規定による登録を受けた者に限る。）</u></u>であつて次の各号に掲げる基準に適合すると認める者を臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者として認定する。</u></p> <p>一 三（略）</p> <p>（認定の取消し）</p> <p>第十条 厚生労働大臣は、臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その認定を取り消すものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 <u>医師法第七条第二項第一号若しくは第二号若しくは<u>歯科医師法第七</u></u> <u>条第二項第一号若しくは第二号に掲げる戒告若しくは業務の停止、<u>保</u></u> <u>健師助産師看護師法第十四条第一項、<u>歯科衛生士法第八条第一項、診</u></u></p>

2

(略)

士法第八条第一項、診療放射線技師法第九条第一項若しくは歯科技工士法第八条第一項の規定による業務の停止又は臨床検査技師等に関する法律第八条第一項、理学療法士及び作業療法士法第七条第一項、視能訓練士法第八条第一項、臨床工学技士法第八条第一項、義肢装具士法第八条第一項、言語聴覚士法第九条第一項若しくは救急救命士法第九条第一項の規定による名称の使用の停止を命ぜられたとき。

2

(略)

療放射線技師法第九条第一項若しくは歯科技工士法第八条第一項の規定による業務の停止又は臨床検査技師等に関する法律第八条第一項、理学療法士及び作業療法士法第七条第一項、視能訓練士法第八条第一項、臨床工学技士法第八条第一項、義肢装具士法第八条第一項、言語聴覚士法第九条第一項若しくは救急救命士法第九条第一項の規定による名称の使用の停止を命ぜられたとき。

○健康保険法（大正十一年法律第七十号）

（附則第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第六十五条（略）</p> <p>2 前項の場合において、その申請が病院又は病床を有する診療所に係るものであるときは、当該申請は、医療法第七条第二項に規定する病床の種別（第四項第二号及び次条第一項において単に「病床の種別」という。）ごとにその数を定めて行うものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 厚生労働大臣は、第二項の病院又は診療所について第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その申請に係る病床の全部又は一部を除いて、第六十三条第三項第一号の指定を行うことができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>一 当該申請に係る病床の種別に応じ、医療法第七条の二第一項に規定する地域における保険医療機関の病床数が、その指定により同法第三十条の四第一項に規定する医療計画において定める基準病床数を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した数を超えることになると認める場合（その数を既に超えている場合を含む。）であつて、当該病院又は診療所の開設者又は管理者が同法第三十条の十一の規定による都道府県知事の勧告を受け、これに従わないとき。</p> <p>三 （略）</p>	<p>第六十五条（略）</p> <p>2 前項の場合において、その申請が病院又は療養病床を有する診療所に係るものであるときは、当該申請は、医療法第七条第二項に規定する病床の種別（第四項第二号及び次条第一項において単に「病床の種別」という。）ごとにその数を定めて行うものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 厚生労働大臣は、第二項の病院又は診療所について第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その申請に係る病床の全部又は一部を除いて、第六十三条第三項第一号の指定を行うことができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>一 当該申請に係る病床の種別に応じ、医療法第七条の二第一項に規定する地域における保険医療機関の病床数が、その指定により同法第三十条の三第一項に規定する医療計画において定める基準病床数を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した数を超えることになると認める場合（その数を既に超えている場合を含む。）であつて、当該病院又は診療所の開設者又は管理者が同法第三十条の七の規定による都道府県知事の勧告を受け、これに従わないとき。</p> <p>三 （略）</p>

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
（附則第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）		別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）	
(略)	(略)	(略)	(略)
医師法（昭和二十三年法律第二百一号）	第六条第三項、第七条第五項及び第九項前段、同条第十一項及び第十二項（これらの規定を第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、第七条第六項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項並びに第七条第九項後段において準用する同法第二十二条第三項において準用する同法第十五条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務	医師法（昭和二十三年法律第二百一号）	第六条第三項、第七条第五項、第九項前段、第十一項及び第十二項、同条第六項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項並びに第七条第九項後段において準用する同法第二十二条第三項において準用する同法第十五条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務
歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）	第六条第三項、第七条第五項及び第九項前段、同条第十一項及び第	歯科医師法（昭和二十三年法律第	第六条第三項、第七条第五項、第九項前段、第十一項及び第十二項

<p>保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）</p>	<p>第十五条第三項及び第七項前段、同条第九項及び第十項（これらの規定を第十五条の二第七項において準用する場合を含む。）、第十五条第四項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条</p>
	<p>十二項（これらの規定を第七条の二第五項において準用する場合を含む。）、第七条第六項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項並びに第七条第九項後段において準用する同法第二十二條第三項において準用する同法第十五条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>

<p>保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）</p>	<p>第十五条第三項、第七項前段、第九項及び第十項、同条第四項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項並びに第十五条第七項後段において準用する同法第</p>
	<p>七項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項並びに第七条第九項後段において準用する同法第二十二條第三項において準用する同法第十五条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>

(略)	薬剤師法（昭和二十五年法律第百四十六号）	(略)	<p>第六項並びに第二十四条第三項並びに第十五条第七項後段において準用する同法第二十二條第三項において準用する同法第十五条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>第八条第六項及び第十項前段、同条第十二項及び第十三項（これらの規定を第八条の二第五項において準用する場合を含む。）、第八条第七項において準用する行政手続法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項、第八条第十項後段において準用する同法第二十二條第三項において準用する同法第十五条第三項並びに第九条の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>
(略)	(略)	(略)	<p>第六項並びに第二十四条第三項並びに第十五条第七項後段において準用する同法第二十二條第三項において準用する同法第十五条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>

(略)	薬剤師法（昭和二十五年法律第百四十六号）	(略)	<p>第九条の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>
(略)	(略)	(略)	<p>二十二条第三項において準用する同法第十五条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>

○地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）

（附則第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第五条（略）</p> <p>② 都道府県は、前項の規定により保健所を設置する場合においては、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）<u>第三十条の四第二項第十号</u>に規定する区域及び介護保険法（平成九年法律第百二十三号）<u>第一百八条第二項第一号</u>に規定する区域を参酌して、保健所の所管区域を設定しなければならない。</p>	<p>第五条（略）</p> <p>② 都道府県は、前項の規定により保健所を設置する場合においては、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）<u>第三十条の三第二項第一号</u>に規定する区域及び介護保険法（平成九年法律第百二十三号）<u>第一百八条第二項第一号</u>に規定する区域を参酌して、保健所の所管区域を設定しなければならない。</p>

○教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）

（附則第二十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案					現行								
別表第二（第五条関係）					別表第二（第五条関係）								
第一欄		第二欄		第三欄			第一欄		第二欄		第三欄		
所要資格		基礎資格		大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において習得することを必要とする最低単位数			所要資格		基礎資格		大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において習得することを必要とする最低単位数		
免許状の種類	養護教諭	専修免許状	(略)	(略)	(略)	(略)	養護教諭	専修免許状	(略)	(略)	(略)	(略)	
	一種免許状	イ (略)	(略)	(略)	(略)	イ (略)	ロ 保健師助産師看護師法第七条第一項の規定により保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。	四	八	(略)	(略)	(略)	

別表第六（第六条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

二種免 許状	ハ 保健師助産師看護 師法第七条第三項 の規定により看護師 の免許を受け、文部 科学大臣の指定する 養護教諭養成機関に 一年以上在学するこ と。	一一	一〇	
	イ (略)	(略)	(略)	(略)
	ロ 保健師助産師看 護師法第七条第一項 の規定により保健師 の免許を受けている こと。			
ハ (略)	(略)	(略)	(略)	

別表第六（第六条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

二種免 許状	ハ 保健師助産師看 護師法第七条の規定 により看護師の免許 を受け、文部科学大 臣の指定する養護教 諭養成機関に一年以 上在学すること。	一一	一〇	
	イ (略)	(略)	(略)	(略)
	ロ 保健師助産師看 護師法第七条の規定 により保健師の免許 を受けていること。			
ハ (略)	(略)	(略)	(略)	

備考

一 (略)

二 この表の規定により二種免許状を受けようとする者が、保健師助産師看護師法第七条第三項の規定により看護師の免許を受けている場合においては、二種免許状の項第三欄に定める最低在職年数に満たない在職期間（一年未満の期間を含む。）があるときも、当該在職年数を満たすものとみなし、同項第四欄中「三〇」とあるのは、「一〇」と読み替えるものとする。

三 (略)

備考

一 (略)

二 この表の規定により二種免許状を受けようとする者が、保健師助産師看護師法第七条の規定により看護師の免許を受けている場合においては、二種免許状の項第三欄に定める最低在職年数に満たない在職期間（一年未満の期間を含む。）があるときも、当該在職年数を満たすものとみなし、同項第四欄中「三〇」とあるのは、「一〇」と読み替えるものとする。

三 (略)

○教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）

（附則第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則（昭和二十九年法律第百五十八号）</p> <p>17（略）</p> <p>18 新法第六条第二項別表第六により二種免許状を受けようとする者が、高等学校（旧中等学校令による高等女学校を含む。）を卒業した者である場合に、保健師助産師看護師法による准看護師の免許を受けている者であるとき、又は同法第五十三条第一項若しくは第三項の規定に該当する者であるときには、同表の二種免許状の項第三欄中「六」とあるのを「三」と、同項第四欄中「三〇」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。新法附則第九項又は旧法附則第十項の規定により授与された養護助教諭の臨時免許状を有する者（新法第六条第二項別表第六備考第三号に掲げる者を含む。次項において同じ。）が、同表により二種免許状を受けようとする場合に、その者が保健師助産師看護師法第五十三条第一項若しくは第三項の規定に該当する者であり、かつ、<u>同法第七条第一項</u>の規定による保健師の免許を受けている者又は同法第五十一条第一項若しくは第三項の規定に該当する者であるときも同様とする。</p> <p>19（略）</p>	<p>附 則（昭和二十九年法律第百五十八号）</p> <p>17（略）</p> <p>18 新法第六条第二項別表第六により二種免許状を受けようとする者が、高等学校（旧中等学校令による高等女学校を含む。）を卒業した者である場合に、保健師助産師看護師法による准看護師の免許を受けている者であるとき、又は同法第五十三条第一項若しくは第三項の規定に該当する者であるときには、同表の二種免許状の項第三欄中「六」とあるのを「三」と、同項第四欄中「三〇」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。新法附則第九項又は旧法附則第十項の規定により授与された養護助教諭の臨時免許状を有する者（新法第六条第二項別表第六備考第三号に掲げる者を含む。次項において同じ。）が、同表により二種免許状を受けようとする場合に、その者が保健師助産師看護師法第五十三条第一項若しくは第三項の規定に該当する者であり、かつ、<u>同法第七条</u>の規定による保健師の免許を受けている者又は同法第五十一条第一項若しくは第三項の規定に該当する者であるときも同様とする。</p> <p>19（略）</p>

○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）

（附則第二十二條関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行						
<p>（介輔^ほ）</p> <p>第百条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 介輔^ほについては、医師法第七條第一項、第二項及び第三項前段、第七條の二第一項、第七條の三、第十九條から第二十四條の二まで、第三十二條、第三十三條の二並びに第三十三條の三の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（介輔^ほ）</p> <p>第百条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 介輔^ほについては、医師法第七條第一項、第二項及び第三項前段、第十九條から第二十四條の二まで、第三十二條並びに第三十三條の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>						
<table border="1"> <tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table>	（略）	（略）	（略）	<table border="1"> <tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table>	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）					
（略）	（略）	（略）					
<table border="1"> <tr><td>第七條第二項</td><td>厚生労働大臣</td><td>沖縄県知事</td></tr> </table>	第七條第二項	厚生労働大臣	沖縄県知事	<table border="1"> <tr><td>第七條第二項</td><td>厚生労働大臣</td><td>沖縄県知事</td></tr> </table>	第七條第二項	厚生労働大臣	沖縄県知事
第七條第二項	厚生労働大臣	沖縄県知事					
第七條第二項	厚生労働大臣	沖縄県知事					
<table border="1"> <tr><td>第七條第二項第三号</td><td>免許の取消し</td><td>業務の禁止</td></tr> </table>	第七條第二項第三号	免許の取消し	業務の禁止	<table border="1"> <tr><td>第七條第二項</td><td>免許を取り消し</td><td>業務を禁止し</td></tr> </table>	第七條第二項	免許を取り消し	業務を禁止し
第七條第二項第三号	免許の取消し	業務の禁止					
第七條第二項	免許を取り消し	業務を禁止し					
<table border="1"> <tr><td>第七條第三項</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table>	第七條第三項	（略）	（略）	<table border="1"> <tr><td>第七條第三項</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table>	第七條第三項	（略）	（略）
第七條第三項	（略）	（略）					
第七條第三項	（略）	（略）					
<table border="1"> <tr><td>第七條の二第一項</td><td>厚生労働大臣</td><td>沖縄県知事</td></tr> </table>	第七條の二第一項	厚生労働大臣	沖縄県知事	<table border="1"> <tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table>	（略）	（略）	（略）
第七條の二第一項	厚生労働大臣	沖縄県知事					
（略）	（略）	（略）					
<table border="1"> <tr><td>第七條の二第一項</td><td>再免許</td><td>禁止処分の取消し</td></tr> </table>	第七條の二第一項	再免許	禁止処分の取消し	<table border="1"> <tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table>	（略）	（略）	（略）
第七條の二第一項	再免許	禁止処分の取消し					
（略）	（略）	（略）					
<table border="1"> <tr><td>第七條の三第一項</td><td>厚生労働大臣</td><td>沖縄県知事</td></tr> </table>	第七條の三第一項	厚生労働大臣	沖縄県知事	<table border="1"> <tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table>	（略）	（略）	（略）
第七條の三第一項	厚生労働大臣	沖縄県知事					
（略）	（略）	（略）					
<table border="1"> <tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table>	（略）	（略）	（略）	<table border="1"> <tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table>	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）					
（略）	（略）	（略）					
<table border="1"> <tr><td>第三十三條の二第一号</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table>	第三十三條の二第一号	（略）	（略）	<table border="1"> <tr><td>第三十三條</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table>	第三十三條	（略）	（略）
第三十三條の二第一号	（略）	（略）					
第三十三條	（略）	（略）					
<table border="1"> <tr><td>第三十三條の二第二号</td><td>第七條の二第一項</td><td>沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律</td></tr> </table>	第三十三條の二第二号	第七條の二第一項	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律	<table border="1"> <tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table>	（略）	（略）	（略）
第三十三條の二第二号	第七條の二第一項	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律					
（略）	（略）	（略）					
<table border="1"> <tr><td>第三十三條の二第二号</td><td>第七條の二第一項</td><td>沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律</td></tr> </table>	第三十三條の二第二号	第七條の二第一項	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律	<table border="1"> <tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table>	（略）	（略）	（略）
第三十三條の二第二号	第七條の二第一項	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律					
（略）	（略）	（略）					

4

(略)

5

介輔が行う業務に関して医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六
条の五の規定を適用する場合においては、同条第一項第一号中「医師又
は歯科医師」とあるのは、「介輔」とし、同項第二号の規定は、適用し
ない。

6

介輔が病院及び診療所以外の場所において公衆又は特定多数人のため
その業務を行う場合においては、当該場所を診療所とみなして、医療法
の診療所に関する規定（第三条第一項、第六条の三及び第六条の四の規
定を除く。）を適用する。この場合において、同法第七条第一項中「医
師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十六条の四第一項の規定による
登録を受けた者（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命
令を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限
る。以下「臨床研修等修了医師」という。）及び歯科医師法（昭和二十
三年法律第二百二号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者
（同法第七条の二第一項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者に
あつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下「臨床
研修等修了歯科医師」という。）とあり、同条第二項中「臨床研修等
修了医師及び臨床研修等修了歯科医師」とあり、同法第八条中「臨床研
修等修了医師、臨床研修等修了歯科医師」とあり、同法第十条中「臨床

第三十三号	第三十三号の二第三
第七号の三第一項	第七号の三第一項
沖繩の復帰に伴う特 別措置に関する法律 第百条第三項におい て準用する第七條の 三第一項	沖繩の復帰に伴う特 別措置に関する法律 第百条第三項におい て準用する第七條の 三第一項
二第一項	二第一項
て準用する第七條の	て準用する第七條の

4

(略)

5

介輔が行なう業務に関して医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第
六十九条の規定を適用する場合においては、同条第一項第一号中「医師
又は歯科医師」とあるのは、「介輔」とし、同項第二号の規定は、適用
しない。

6

介輔が病院及び診療所以外の場所において公衆又は特定多数人のため
その業務を行う場合においては、当該場所を診療所とみなして、医療法
の診療所に関する規定（第三条第一項の規定を除く。）を適用する。こ
の場合において、同法第七条第一項中「医師法（昭和二十三年法律第二
百一十号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（以下「臨床
研修修了医師」という。）及び歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二
号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者（以下「臨床研修
修了歯科医師」という。）とあり、同条第二項中「臨床研修修了医師
及び臨床研修修了歯科医師」とあり、同法第八条中「臨床研修修了医師
、臨床研修修了歯科医師」とあり、同法第十条中「臨床研修修了医師」
とあり、同法第十二条第二項、第十五条第一項及び第七十二条第一項中
「医師、歯科医師」とあり、同法第十四条の二第一項第二号及び第三号
並びに第六十九条第一項第五号中「医師又は歯科医師」とあるのは、そ
れぞれ「介輔」とする。

7

研修等修了医師」とあり、同法第六條の五第一項第六号及び第七号、第十二條第二項、第十五條第一項並びに第七十二條第一項中「医師、歯科医師」とあり、同法第十四條の二第一項第二号及び第三号中「医師又は歯科医師」とあるのは、それぞれ「介輔」とする。

医療法第五條、第七十二條第一項及び第二項、第七十三條並びに第七十四條並びに前項後段の規定は、介輔が公衆又は特定多数人のため往診のみによつてその業務を行う場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第七十三條第一号	第六條の五第三項	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律 第百條第七項において第五條第一項の規定を準用することにより適用される第六條の五第三項
第七十四條第一号	第八條	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律 第百條第七項において第五條第一項の規定を準用することにより適用される第八條

7

医療法第五條及び第七十二條から第七十四條まで並びに前項後段の規定は、介輔が公衆又は特定多数人のため往診のみによつてその業務を行う場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第七十三條第一号	第六十九條第一項若しくは第五項	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律 第百條第七項において第五條第一項の規定を準用することにより適用される第六十九條第一項若しくは第五項
第七十四條第一号	第八條から第十二條まで	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律 第百條第七項において第五條第一項の規定を準用することにより適用される第八條若しくは第九條

8
 8
 10 (略)

2
 (歯科介輔) (略)

第百一条 (略)

2
 (略)

歯科介輔については、歯科医師法第七條第一項、第二項及び第三項前段、第七條の二第一項、第七條の三、第十九條から第二十三條の二まで、第三十條、第三十一條の二並びに第三十一條の三の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第七條第二項	厚生労働大臣	沖縄県知事
第七條第二項第三号	免許の取消し	業務の禁止
第七條第三項	(略)	(略)
第七條の二第一項	厚生労働大臣	沖縄県知事
	再免許	禁止処分の取消し
第七條の三第一項	厚生労働大臣	沖縄県知事
(略)	(略)	(略)

第九條から第十二條まで	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律
	第百條第七項において
	第五條第一項の規定を準用することにより適用される第九條

8
 8
 10 (略)

2
 (歯科介輔) (略)

第百一条 (略)

2
 (略)

歯科介輔については、歯科医師法第七條第一項、第二項及び第三項前段、第十九條から第二十三條の二まで、第三十條並びに第三十一條の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第七條第二項	厚生労働大臣	沖縄県知事
	免許を取り消し	業務を禁止し
第七條第三項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

3

輔ほが業務を行う場所について準用する。この場合において、同条第六項中「臨床研修等修了医師」とあり」とあるのは、「臨床研修等修了歯科医師」とあり」と読み替えるものとする。

第三十一条の二第一号	(略)	(略)
第三十一条の二第二号	第七條の二第一項	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律 第一百條第二項において準用する第七條の二第一項
第三十一条の二第三号	第七條の三第一項	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律 第一百條第二項において準用する第七條の三第一項

3

輔ほが業務を行う場所について準用する。この場合において、同条第六項中「臨床研修修了医師」とあるのは、「臨床研修修了歯科医師」と読み替えるものとする。

第三十一条	(略)	(略)
-------	-----	-----

改正案	現行
<p>（都道府県介護保険事業支援計画）</p> <p>第百十八条（略）</p> <p>2 } 4（略）</p> <p>5 都道府県介護保険事業支援計画は、医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。</p>	<p>（都道府県介護保険事業支援計画）</p> <p>第百十八条（略）</p> <p>2 } 4（略）</p> <p>5 都道府県介護保険事業支援計画は、医療法第三十条の三第一項に規定する医療計画、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。</p>

改 正 案	現 行
<p>（社債管理者等の費用及び報酬）</p> <p>第二百二十条の二（略）</p> <p>2 5（略）</p> <p>6 前各項の規定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債権で再生債権であるものの管理に関する事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。</p> <p>一 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の受託会社 同項に規定する社債</p> <p>二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十四条の五に規定する社会医療法人債管理者 同法第五十四条の二第一項に規定する社会医療法人債</p> <p>三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百二十九条の八に規定する投資法人債管理者 同法第二条第二十四項に規定する投資法人債</p> <p>四 保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の六に規定する社債管理者 相互会社（同法第二条第五項に規定する相互会社をいう。）が発行する社債</p> <p>五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百二十六条に規定する特定社債管理者 同法第二条第七項に規定する特定社債</p> <p>（社債権者等の議決権の行使に関する制限）</p>	<p>（社債管理者等の費用及び報酬）</p> <p>第二百二十条の二（略）</p> <p>2 5（略）</p> <p>6 前各項の規定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債権で再生債権であるものの管理に関する事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。</p> <p>一 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の受託会社 同項に規定する社債</p> <p>二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百二十九条の八に規定する投資法人債管理者 同法第二条第二十四項に規定する投資法人債</p> <p>三 保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の六に規定する社債管理者 相互会社（同法第二条第五項に規定する相互会社をいう。）が発行する社債</p> <p>四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百二十六条に規定する特定社債管理者 同法第二条第七項に規定する特定社債</p> <p>（社債権者等の議決権の行使に関する制限）</p>

第百六十九條の二 (略)

2 (略)

3 次に掲げる場合には、第一項の社債等を有する者(同項各号のいずれかに該当するものに限る。)は、同項の規定にかかわらず、当該再生計画案の決議において議決権の行使をすることができない。

一 再生債権である社債等につき、再生計画案の決議における議決権の行使についての会社法第七百六条第一項(医療法第五十四条の七において準用する場合を含む。)の社債権者集会の決議若しくは社会医療法人債権者集会の決議、投資信託及び投資法人に関する法律第三十九条の九第四項の投資法人債権者集会の決議、保険業法第六十一条の七第四項の社債権者集会の決議又は資産の流動化に関する法律第二百二十七条第四項の特定社債権者集会の決議が成立したとき。

二 会社法第七百六条第一項ただし書(医療法第五十四条の七において準用する場合を含む。)、投資信託及び投資法人に関する法律第三十九条の九第四項ただし書若しくは保険業法第六十一条の七第四項ただし書の定めがあるとき、又は資産の流動化に関する法律第二百二十七条第四項ただし書の通知がされたとき。

第百六十九條の二

2 (略)

3 次に掲げる場合には、第一項の社債等を有する者(同項各号のいずれかに該当するものに限る。)は、同項の規定にかかわらず、当該再生計画案の決議において議決権の行使をすることができない。

一 再生債権である社債等につき、再生計画案の決議における議決権の行使についての会社法第七百六条第一項の社債権者集会の決議、投資信託及び投資法人に関する法律第三十九条の九第四項の投資法人債権者集会の決議、保険業法第六十一条の七第四項の社債権者集会の決議又は資産の流動化に関する法律第二百二十七条第四項の特定社債権者集会の決議が成立したとき。

二 会社法第七百六条第一項ただし書、投資信託及び投資法人に関する法律第三十九条の九第四項ただし書若しくは保険業法第六十一条の七第四項ただし書の定めがあるとき、又は資産の流動化に関する法律第二百二十七条第四項ただし書の通知がされたとき。

（附則第二十五条関係）

改正案

（医療法等の特例）
 第十八条（略）
 2・3（略）
 4 第一項の規定により医療法第七條第一項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社（以下この条及び別表第八号において「病院等開設会社」という。）については、同法第五十二條第一項（同項第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第六十三條及び第六十四條（これらの規定を同法第六十八條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第六十六條の二（同法第六十四條第一項及び第二項に係る部分に限る。）、第六十七條（同法第六十八條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む、同法第六十四條第二項に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに第七十六條（同法第五十二條第一項、第六十三條第一項及び第六十四條第二項に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、同法第五十二條第一項中「医療法人」とあるのは「構造改革特別区域法第十八條第一項の規定により第七條第一項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社（以下「病院等開設会社」という。）と、「毎会計年度」とあるのは「毎事業年度」と、「事業報告書等」とあるのは「事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書」と、同法第六十三條第一項及び第六十四條第一項中「医療法人の」とあるのは「病院等開設会社が開設する病院若しくは診療所の」と、「、定款若しくは

（傍線の部分は改正部分）

現行

（医療法等の特例）
 第十八条（略）
 2・3（略）
 4 第一項の規定により医療法第七條第一項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社（以下この条及び別表第八号において「病院等開設会社」という。）については、同法第五十一條、第六十三條及び第六十四條（これらの規定を同法第六十八條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第六十六條の二（同法第六十四條第一項及び第二項に係る部分に限る。）、第六十七條（同法第六十八條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む、同法第六十四條第二項に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに第七十六條（同法第五十一條第一項、第六十三條第一項及び第六十四條第二項に係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、同法第五十一條第一項中「医療法人」とあるのは「構造改革特別区域法第十八條第一項の規定により第七條第一項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社（以下「病院等開設会社」という。）と、「毎会計年度」とあるのは「毎事業年度」と、同法第六十三條第一項及び第六十四條第一項中「医療法人の」とあるのは「病院等開設会社が開設する病院若しくは診療所の」と、「、定款若しくは寄附行為」とあるのは「若しくは定款」と、「その運営」とあるのは「その開設する病院若しくは診療所の運営」と、「当該医療法人」とあるのは「当該

6
く 8 (略)

5
病院等開設会社が開設する病院又は診療所に関しては、医療法第六条の五第一項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定による同法第七条第一項の開設の許可又は第二項の規定により読み替えて適用される同条第二項の変更の許可の範囲に係る高度医療（次項において「許可に係る高度医療」という。）を提供している旨を広告することができるとする。

くは寄附行為」とあるのは「若しくは定款」と、「その運営」とあるのは「その開設する病院若しくは診療所の運営」と、「当該医療法人」とあるのは「当該病院等開設会社」と、同法第六十三條第一項中「その業務」とあり、同法第六十四條第二項中「業務」とあるのは「その開設する病院若しくは診療所の業務」と、同項中「医療法人」とあるのは「病院等開設会社」と、同項及び同条第三項並びに同法第六十七條第一項中「役員」とあるのは「取締役、執行役員若しくは監査役」と、同法第七十六條中「医療法人の理事、監事又は清算人」とあるのは「病院等開設会社の取締役、執行役員又は監査役」と読み替えるものとする。

6
く 8 (略)

5
病院等開設会社が開設する病院又は診療所に関しては、医療法第六十九條第一項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の規定による同法第七条第一項の開設の許可又は第二項の規定により読み替えて適用される同条第二項の変更の許可の範囲に係る高度医療（次項において「許可に係る高度医療」という。）を提供している旨を広告することができるとする。

病院等開設会社」と、同法第六十三條第一項中「その業務」とあり、同法第六十四條第二項中「業務」とあるのは「その開設する病院若しくは診療所の業務」と、同項中「医療法人」とあるのは「病院等開設会社」と、同項及び同条第三項並びに同法第六十七條第一項中「役員」とあるのは「取締役、執行役員若しくは監査役」と、同法第七十六條中「医療法人の理事、監事又は清算人」とあるのは「病院等開設会社の取締役、執行役員又は監査役」と読み替えるものとする。

改 正 案	現 行
<p>（社債管理者等の費用及び報酬）</p> <p>第百五十条（略）</p> <p>2 5（略）</p> <p>6 前各項の規定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債権で破産債権であるものの管理に関する事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十四条の五に規定する社会医療法人債管理者 同法第五十四条の二第一項に規定する社会医療法人債</p> <p>三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百二十九条の八に規定する投資法人債管理者 同法第二条第二十四項に規定する投資法人債</p> <p>四 保険業法第六十一条の六に規定する社債管理者 相互会社が発行する社債</p> <p>五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百二十六条に規定する特定社債管理者 同法第二条第七項に規定する特定社債</p>	<p>（社債管理者等の費用及び報酬）</p> <p>第百五十条（略）</p> <p>2 5（略）</p> <p>6 前各項の規定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債権で破産債権であるものの管理に関する事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百三十九条の八に規定する投資法人債管理者 同法第二条第二十四項に規定する投資法人債</p> <p>三 保険業法第六十一条の六に規定する社債管理者 相互会社が発行する社債</p> <p>四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百二十六条に規定する特定社債管理者 同法第二条第七項に規定する特定社債</p>

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）

（附則第二十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（臨時の医療施設に関する特例）</p> <p>第九十条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）<u>第四章</u>の規定は、都道府県知事が臨時に開設する避難住民等に対する医療の提供を行うための施設については、適用しない。</p>	<p>（臨時の医療施設に関する特例）</p> <p>第九十条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）<u>第二章</u>の規定は、都道府県知事が臨時に開設する避難住民等に対する医療の提供を行うための施設については、適用しない。</p>

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）

（附則第二十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（医療法の一部改正）</p> <p>第二十一条 医療法（昭和二十三年法律第百五号）の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第七條の二第七項中「又は日本郵政公社」を削る。</u></p>	<p>（医療法の一部改正）</p> <p>第二十一条 医療法（昭和二十三年法律第百五号）の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第七條の二第六項中「又は日本郵政公社」を削る。</u></p>

（附則第二十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（都道府県障害福祉計画）</p> <p>第八十九条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 都道府県障害福祉計画は、医療法（昭和二十三年法律第百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画と相まって、精神病院（精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している精神障害者の退院の促進に資するものでなければならない。</p> <p>5・6（略）</p> <p>附則</p> <p>第九十七条 削除</p>	<p>（都道府県障害福祉計画）</p> <p>第八十九条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 都道府県障害福祉計画は、医療法（昭和二十三年法律第百五号）第三十条の三第一項に規定する医療計画と相まって、精神病院（精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している精神障害者の退院の促進に資するものでなければならない。</p> <p>5・6（略）</p> <p>附則</p> <p>（医療法の一部改正）</p> <p>第九十七条 医療法の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十二条第一号第七号中「又は同項第七号に掲げる事業」を削る。</p>

（附則第三十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（医道審議会）</p> <p>第十条 医道審議会は、医療法、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）、 、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）、保健師助産師看護師法 （昭和二十三年法律第二百三号）、理学療法士及び作業療法士法（昭和 四十年法律第百三十七号）、看護師等の人材確保の促進に関する法律、 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十 二年法律第二百十七号）、柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号） 、 薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）、 二十四年法律第二百四号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法 律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（医道審議会）</p> <p>第十条 医道審議会は、医療法、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）、 、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）、保健師助産師看護師法 （昭和二十三年法律第二百三号）、理学療法士及び作業療法士法（昭和 四十年法律第百三十七号）、看護師等の人材確保の促進に関する法律、 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十 二年法律第二百十七号）、柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号） 、 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）及び精神保健及び精 神障害者福祉に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を 処理する。</p> <p>2 （略）</p>